

加古川市立浜の宮小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和5年5月改定

1 はじめに

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」とともに「決して許されない行為である」ということ、「いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい」ことを十分認識し、児童がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「加古川市いじめ防止対策改善基本方針5か年計画」を継承した「令和5年度加古川市いじめ防止対策計画」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、『切れ目のないいじめ防止対策の確立』を目指すこととする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

3 本校のいじめ防止基本方針

まず、すべての児童が安全で、安心して学校生活を送ることができると感じられるような、一人一人にとって「心の居場所」のある学級や学年・学校づくりを目指していく。

そのために、様々な教育活動を「いじめ防止対策」の観点を持って行い、児童一人一人の自己有用感を育むとともに、子ども自らの力でいじめを予防することや、解決を図ることのできる力を養うように取り組んでいく。

それによって、いじめる側だけでなく、「いじめ4層構造」における「観衆」「傍観者」の立場にある児童に対しても注意喚起を図り、「いじめ見逃しゼロ」の体制強化に繋げていく。

なお、いじめに係る対応については、単なる「善と悪」「被害者と加害者」という捉え方に留まることなく、「人権を侵す許されない行為」なのか、「人間関係づくりを学ぶ機会となる行為」なのかを組織で正確に認知し、その状況に応じた指導・支援を実行していくこととする。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内いじめ対策委員会・不登校対策委員会

いじめの未然防止、早期発見・早期対応について実効的に行うため、校長・教頭をはじめ、生活指導・不登校担当・教育相談コーディネーター・養護教諭をはじめ、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含む複数の教職員により構成される本会を設置する。

(2) 職員会議（児童の情報共有）

児童の学校生活における問題行動、児童同士のトラブルなどに対する情報交換やその対応について協議するための組織として、本会議内にてこの機会を設ける。

5 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを生まない土壌づくりの推進

- ・学級開きの時期に、担任から「いじめをしない させない 見逃さない！」宣言を行う。「いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ということについて、発達段階に応じて指導を行い、理解させるとともに、安心して学校生活を送ることができる「心の居場所づくり」を重視した学級活動を取り入れていく。

- ・児童会活動等を活用した児童の主体的取組を通して、「良質の仲間づくり」を実践し、一人一人が安心して学校に通える体制を整える。
- ・コミュニケーションを重視した体験活動や人権教育を教育活動全体に位置付け、人を大切にする人権感覚を個々に高めさせる。
- ・教科書等を効果的に活用した「考え、議論する道徳」の授業展開によって、他者とともにより良く生きる基盤となる道徳性を養う。
- ・いじめ防止ポスターや人権ポスター、標語等の応募について呼びかけるとともに、それを校内に掲示し、人を大切にする心の啓発を図る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を育む教育の推進

- ・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等の指導を徹底し、さらに教師間での相互点検を実施することで、授業に積極的に参画できる体制を整えさせる。
- ・主体的・対話的で、深い学びの実現に向けた「協同的探究学習」を核とした授業実践により、他者の考えを受け入れる「豊かな心」と、他者に認めてもらうことによる「自己有用感」の醸成を目指す。
- ・児童会活動、および委員会活動の活性化によるピア・サポートの推進により、年長者には「人の役に立てる」という自己有用感、年少者には「このようになりたい」というモデルケースの獲得の場を設定する。

(3) 家庭・地域との連携

- ・9月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童会主催で「いじめ防止啓発集会」や「自殺予防週間にかかる学び集会」等を開催し、いじめ防止にかかる児童への周知・啓発を図る。
- ・いじめにかかる法令や定義、校内での取組について、学校だよりや学校ホームページ等で積極的に情報発信する。
- ・「いじめ防止啓発チラシ『いじめをしない、させない、見逃さない!』」「子どものSOSチェックリスト」等のチラシを家庭に配布することにより、いじめ防止の重要性や、いじめに関する相談窓口の周知を図る。
- ・オープンスクールで道徳・人権参観を実施し、児童の道徳的心情および人権意識の育成を図る取組の重要性について、保護者への啓発を行う。
- ・児童および保護者対象の「インターネットトラブル防止講座」等を開催し、ネット上のトラブルによって起こるいじめの防止対策を講じる。
- ・学校園連携ユニットの充実を図り、合同補導時に少年補導委員や中学校職員、近隣小学校との情報交換を密に図ったり、民生児童委員と連携したりするなどして、いじめの未然防止に向けて地域をあげての推進を図る。

6 いじめの早期発見・早期対応に向けての取組

(1) いじめの早期発見のための手段

- ・いじめの早期発見・早期対応に資するため、職員会議において、認知件数とその内容を報告、共有、協議するとともに、全職員で当該児童を継続的に見守る。
- ・「心の相談アンケート」を年2回実施するとともに、そのアンケートを活用した教育相談を全児童対象に行う。また、「学校生活に関するアンケート」(年3回)を実施し、アセス結果を積極的に活用することで、児童の学校や家庭での生活の様子を把握し、SOSのサインを見逃さないようアンテナを高く掲げ、いじめの早期発見に努める。
- ・保護者対象の「教育相談日」を据え置き、個別懇談と同様に保護者の困り感等を共有できる場を設定するなど、保護者が相談しやすい環境を作り、信頼関係の構築を図る。

- ・「いじめ及び生徒指導」「アセスの運用・活用」「教育相談スキル」「不登校対応」「協同的探究学習を核とした授業改善」「体罰の根絶」、さらには「学校危機管理」や「自殺予防（TALKの原則・『きょうしつ』理論）」等について研修を開催し、教職員の指導力と資質の向上を図る。

TALKの原則	きょうしつ	さしすせそ
T ELL…伝える	き きづいて	さ 最悪を想定
A SK…たずねる	よ よりそい	し 慎重に
L ISTEN…聴く	う 受けとめて	す 素早く
K EEP SAFE	し 信頼できる大人に	せ 誠実に
…安全を確保する	つ 伝えよう	そ 組織で

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアシスタント等の人的配置や、「教育相談週間」について周知し、児童および保護者が相談しやすい体制づくりに努める。
- ・教職員および保護者対象の「カウンセリングマインド研修」を実施し、傾聴の姿勢等のスキルを身につけるための取組を行う。

(2) いじめの早期対応のための手段

【児童への対応】

- ・まず、複数の教職員で正確な事実確認を行うなど、学級担任だけで抱え込むことがないように体制を整える。いじめを受けた児童の心身の安定・安全を最優先に考え、いじめを行った児童には毅然とした態度で指導にあたる。ただし、その行為について単なる「善と悪」「被害者と加害者」という捉え方に留まることなく、「人権を侵す許されない行為」なのか、「人間関係づくりを学ぶ機会となる行為」なのかを組織で正確に認知し、その状況に応じた指導・支援にあたる。
- ・観衆や傍観者の立場にいる児童についても、「いじめに加担している」ことを理解させる。
- ・いじめを受けた児童の心のケアを行うために、養護教諭やスクールカウンセラー、関係機関とも連携をとりながら支援を行う。

【保護者への対応】

- ・いじめと認知されるべき事案が発生した場合には、保護者との連携をより密にし、学校側の取組についての情報を適宜提供するとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を収集する。
- ・家庭訪問等を通して、正確な事実把握とその解決、継続的な見守りについて取り組むことを伝え、保護者には学級担任等への連絡および相談を依頼する。
- ・いじめ相談窓口等、関係機関を児童・保護者に紹介し、相談しやすい環境を整える。

【学校としての組織的な対応】

- ・いじめを発見したときは、学級担任だけで対処せず、学校長以下全ての教職員が情報を共有するとともに、「校内いじめ対策委員会」を速やかに機能させ、的確な役割分担をして問題の対応にあたる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、証拠としての画面保存や、書き込み・画像の削除等迅速な対応を図るとともに、事案に応じて愛護センターおよび専門的な機関と連携した対応を図る。

【関係機関との連携】

- ・必要に応じて少年愛護センターや教育相談センター等の市関係機関、加古川警察署少年係、中央子ども家庭センターと連携し、いじめの早期解消を目指す。また、必要に応じて、学校問題サポートチーム等に支援を要請する。
- ・いじめに関する相談及び通報を受け付ける、「兵庫県のちと心のサポートダイヤル」や「ひょうごっ子悩み相談センター」等の相談窓口への連絡体制について、児童・保護者及び教職員への周知を徹底する。

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等に対して、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- ・いじめ重大事態への適切な対応を行い、いじめの再発防止に努める。

7 重大事態への対応

(1) いじめの重大事案の定義

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手する。)
- ※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

(2) 重大事案への対応

- ①教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会の指導・助言のもと、当該事案に対処する重大事態の調査組織を設置する。(校内いじめ対策委員会)
- ③この組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするため、客観的な事実関係を速やかに調査する。(日常の指導記録、連絡帳、生活ノート、メモ等の集約・確認・保管)
 - ・アンケート等を再確認する。
 - ・状況に応じて、全教職員及び関係児童からの聞き取りを実施する。
 - ・教育委員会と情報共有する。
- ④調査結果をもとに、事実関係およびその他の知り得た情報を適切に、いじめを受けた児童とその保護者に対して提供する。
- ⑤暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめに関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンターに相談・通報をする。

8 その他いじめ防止対策に関する重要事項

- (1) 「校内いじめ対策委員会」等における、PDCAサイクルによる検証
 - 各推進委員会において、いじめ防止対策の有効性の検証や学校の基本方針の見直しを行う。
- (2) 学校評価・学校関係者評価の活用
 - 学校におけるいじめ防止対策のPDCAサイクルによる検証を行い、改善を図る。
- (3) 家庭・地域・関係機関の連携促進
 - 学校運営協議会、PTCA事業、学校支援ボランティアをはじめ、保護者会や地域の会合等の場を活用して、いじめ防止に関する学校の取組への理解や教育活動への支援が得られるようにする。
- (4) 学校外施設とのいじめ防止対策の連携
 - 児童クラブ等の学校外施設との情報共有および連携を図り、校外におけるいじめ防止対策を講じる。